

平成28年(ネ)第2453号 離婚等請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 [REDACTED]

準備書面(3)

平成28年11月17日

東京高等裁判所第7民事部 御中

被控訴人訴訟代理人

弁護士 喜田村 洋 一



同 上 野 晃



上記当事者間の頭書事件について、次の通り主張する。

1. 平成28年10月25日付けの控訴人準備書面(3)(以下「本件準備書面」という)中、「被控訴人本人の言葉として、控訴人代理人を誹謗中傷(した)」との記述があるが、これに対し反論する。

誹謗中傷とは、「根拠のない悪口を言いふらして、他人を傷つけること。」の意である。そして、「控訴人代理人を誹謗中傷(した)」と主張する対象の内容は、控訴人に宛てた被控訴人の以下の記述と思われる(甲67の7)。

「来ない父親を待つ可哀想な母娘」という外観を作れば、裁判でひっくり返せると、斎藤秀樹弁護士にでもそそのかされたのでしょうか、そんな言葉に踊らされて狂言みたいなことに付き合うのはやめるべきです。
…(中略)…こんな無責任な人たちに我々の人生を弄ばれるのは、もうやめにしませんか。

しかし、この記述は、決して「根拠のない悪口」などではない。以下、具体的に反論する。

2. 上記の冒頭の『「来ない父親を待つ可哀想な母娘』という外観を作れば、裁判でひっくり返せると、斎藤秀樹弁護士にでもそそのかされたのでしょうか』との記載は、これまでの控訴人代理人の対応を踏まえれば十分予測できる推定であり、また、本件準備書面こそ、被控訴人の推測が正しいものであったことを証明する資料である。
3. 被控訴人の「関係者は、貴女の弁護士たちがどういう人たちか分かっています。」についても、これまでの経緯を踏まえれば、被控訴人の主張には十分な根拠があるものである。

平成28年6月3日付けで被控訴人代理人から控訴人代理人に宛てて送付した書面において、被控訴人は以下のとおり述べ、控訴人代理人らが「イデオロギー的思考」に囚われていることを示唆し、そのような思考方法を改めるよう要請している（乙71）。

ハンナ・アーレントは著書…「全体主義の起源」の中でこう言っています「イデオロギー的思考は、一切の経験に依存しなくなる。経験はこの思考には何一つ新しいことを知らせ得ない。イデオロギー的思考はこうして、われわれの五感に与えられているような現実から自己を解放し、この現実に対して<より正しい>リアリティを打ち立てる。…運動は一旦権力を握ると、自分らの主張に合うように現実をねじまげはじめる。…嘗て何らかのイデオロギーを信奉した人々を正常な思考形式と正常な政治行動に引き戻すことがどんなに難しいかは充分知られている。この場合難しいのは…これまでに身につけてしまった一つの前提からの演繹という論理的操作をまたしてもやりはじめないようにさせることなのである。」…私が…何を言いたいかは想像すればすぐに分かるはずですから敢えて説明はしません。ただ、蒲田孝代弁護士と萩原得誉弁護士に対して一つだけ問いたいのは、「貴方たちは自分のしていることがどういうことかわかっていますか？」ということです。現実を直視し良心に基づき考える能力があれば、今すぐやるべきは、自分の事務所のホームページのリニューアルではないことに気付くはずです。

このような被控訴人の要請にも関わらず、控訴人代理人らは態度を改めるばかりか、更にエスカレートしているのである。

控訴人代理人らが、「親権者は控訴人でなければならない」という「一つの

前提」から「演繹という論理操作」により作り出した「<より正しい>リアリティ」の一つが「被控訴人による控訴人に対する配偶者暴力」であった。これが「自分らの主張に見合うように現実をねじまげた」ものであることを原判決において看破され、認められないことが分かると、次に考え出したのが「被控訴人に会いたくないとの長女の意味」である。しかし、これも失敗に終わった。控訴人代理人らは、未成年者の「意向確認調査」を行うよう東京高等裁判所に対し強く迫ったものの、虚偽の「配偶者暴力」の主張同様、その主張は認められるところとはならなかった。

そこで、次に考えたのが、今回の「(面会交流に)『来ない父親を待つ可哀想な母娘』との外観」の作出である。控訴人代理人らは、被控訴人に対し、突如、監視付面会交流を提示してきた。控訴人代理人の意図は明らかである。すなわち、被控訴人がその監視付面会交流に合意すれば、面会交流後、「未成年者は6年ぶりに父親と会ってみたところ、やはり父親である被控訴人は一緒に住むにふさわしい人間ではないと確信した」との「子の意思」を未成年者に表明させ、それを「新たな事実」として、裁判所に迫ろうと考えていた、ということである。その点、同年10月12日付の被控訴人代理人から控訴人代理人に対する「回答書」(甲67の3)において

貴職らが、なぜ1回限りの面会交流を提案したかと言えば、●●さんが●●氏と会うという「新たな事実」を作り、その上で●●さんに「父親とは一緒に住みたくない」との「意思表示」をさせれば、それをもって原判決を覆すことができると考えたから、という理由しか思い浮かびません。●●さんの「意思表示」させる場としての調査官調査が認められなければ、自分たちで意向調査の場を作ってしまうおの考えは、いかにも貴職らしい発想です

と伝えた上で、控訴人側に対し、未成年者の「子の意思」を利用する意図がないのであれば、2回目以降の宿泊付き面会交流を約束するよう要請したが、控訴人代理人はこの要請を完全に無視した。

その拒絶行為こそ、上記のような「子の意思」を利用して、東京高等裁判所の親権者決定の判断に影響を及ぼすために、この「面会交流」を利用しようとしたことの証左である。

また、同回答書において、

一方で、■■■■氏が貴職の提案を拒否した場合、そのことを理由に「■■■■氏は面会交流に積極的であるにもかかわらず、■■■■氏は面会交流に消極的である」という「新たな事実」を東京高等裁判所に訴えることができ、どちらに転んでも損はないと貴職らは考えたのでしょうか

と指摘しているが、前述のとおり、本件準備書面こそ、被控訴人側の推測が正しいものであったことを証明する資料である。

この「配偶者暴力の捏造」・「子の意思の作出」・「監視付きの面会交流の提案」という三つの控訴人代理人の主張は「これまでに身についてしまった一つの前提からの演繹という論理的操作」であるという点で共通する。

そのため、これら三つは共通して、(1) ある日突然、控訴人代理人らによる「主張」が始まり、そして、(2) 周囲の者がそれに反論しようが、制止しようが、それらを一切無視して全て彼らの一方的な進行のもとに勝手に「事実」が積み重ねられていく、との経緯をたどっている。

そして、ハンナ・アーレントが「何らかのイデオロギーを信奉した人々を正常な思考形式と正常な政治行動に引き戻すことがどんなに難しいかは充分知られている。…この場合難しいのは…これまでに身についてしまった一つの前提からの演繹という論理的操作をまたしてもやりはじめないようにさせることなのである。」と指摘しているように、イデオロギー的思考に憑りつかれた者は、何度、その思考方法の異常さを指摘されても、経験・現実を踏まえて帰納的に考えるという正常な思考形式に修正することができない。同年6月3日に、その「イデオロギー的思考」を批判されながらも、それを改められず、さらに「子の意思」や「監視付き面会交流」の主張をしてきた控訴人代理人らの行動に鑑みれば、いかにハンナ・アーレントの指摘が正鵠を射たものであるか分かる。

なお、ハンナ・アーレントは同著「全体主義の起源」の中で、以下のようにも述べている。

犯罪を行おうと決心しているときには、最大の、最も信じがたい規模でそれを演出するのが得策だということだ。…ヒットラーは嘘というものは法外なものである場合にのみ効果を挙げ得ると数百万部も刷られた本

のなかで宣伝した。法外というのは、事実の連関全体はそのままにして
おいて個々の事実を否定する — その場合には否定しておかなかった
事実のおかげで嘘がばれてしまう — ような小細工をせず、事実全体
を歪めてしまって、その結果、個々の虚偽の事実が矛盾を含まぬ一つの
関連をなし、現実の世界のかわりに一つの仮構の世界を作り出すように
するということなのである。

これまでの「配偶者暴力の捏造」や「子の意思の表明」を主張する控訴人代
理人らの行動に対する関係者の対応を見れば、控訴人代理人がイデオロギー
的思考方法に憑りつかれており、常に「法外な嘘」・「仮構の世界」を作り出
そうとする者たちであることを、関係者は十分理解していると言ってよい。
したがって、関係者をもはや欺くことは無理である旨の被控訴人の主張は十
分根拠のあるものであり、誹謗中傷には当たらない。

4. 被控訴人の「斎藤秀樹弁護士の記事を貴女もみたはずです。親からの愛情を
受けたことがないのか、受けてもそれを感じる能力がなかったのか分かりま
せんが、いずれにせよ、親からの愛情というものを知らずに育てってしまった
成れの果てが彼です。貴女は、■■■■を彼のようなグロテスクな人間にしたい
のですか。」との記載についても、根拠があるものである。

斎藤秀樹弁護士の記事とは、「子ども中心の面会交流」(梶村太市・長谷川京
子編)にある文章であり(乙72)、その記述を見れば、斎藤秀樹弁護士が、
どのような環境で育ったか十分に推認することはできるのであり、決して根
拠のない主張ではない。

「グロテスク」との表現は、同年9月9日付準備書面中に記載した以下の事
実を踏まえてのものである。

同年7月14日の期日でもそうであったが、他人の子どもを、その実の
親を前にして「この子は、8歳にもかかわらず、年齢以上に意思能力を
有しており云々」と得意げに語る控訴人代理人の姿はグロテスクとしか
いいようのないものであった。自分が被控訴人と同じ立場になったらと
少しでも想像できる能力を有していれば、決してあのような態度をとる
ことなどできなかつたはずである。自分の子どもがある日突然連れ去ら
れ、全く会えないまま、その数年後にどこの誰だかも知らない人間が「あ
なたは何年も会っていないから知らないでしょうが」といった態度で自

分の子どもについて得意満面に語られたら、自分はどれだけ傷つくだろうか、と考えることが彼らにはできない。人として最も大切な「共感」というものが彼らには欠けている。だから、他人の人権を、笑みを浮かべながら平気で蹂躪できるのである。

したがって、これも十分、根拠のあるものであり、誹謗中傷との批判は当たらない。

5. 被控訴人の「彼らは、貴女がどうなろうと何とも思っていないことくらい、貴女自身が一番良く分かっているはずです。ましてや、■■■■のことなど何も考えていません。嘘だと思えば、試しに■■■■が私の方に引き渡された後に会えなくなったら、どう責任をとってくれるのか聞いてみて下さい。無責任な回答が返ってくるだけです。代理人といっても裁判後の貴女の人生まで代理してくれる訳ではありません。」との記述について、控訴人代理人が誹謗中傷と非難するのであれば、控訴人が敗訴した場合に、具体的にどのように責任を控訴人代理人がとるのか具体的に示すことが求められるはずである。そのようなこともせずに「被控訴人が誹謗中傷している」などと記載すること自体が、被控訴人に対する誹謗中傷である。
6. 「30人以上いる貴女の代理人たちや意味不明の診察とやらをした医師たちに、どれだけお金を払ったのか知りませんが、この後も、引き延ばせるだけ引き延ばして、お金を取るだけ取って、いなくなるだけです。彼らの中には、無料で引き受けている者もいるかもしれませんが、それだって、結局、お金です。子どもの連れ去り、引き離しを教唆・幫助して荒稼ぎするビジネスを壊されたくないだけです。貴女を助けようと集まってくれた訳ではありません。裁判に負けて、潮が引くように彼らが去って行って、独りになって気づいても遅いのです。」との被控訴人の主張も十分に根拠のあるものである。

実親による子の連れ去り及び引き離し、更には虚偽の配偶者暴力の主張を教唆・幫助する弁護士や医師が存在することは、既に数多くの報道がある(乙73、74)。そして、彼らが子の利益や福祉を全く無視し、自らの報酬としての金銭的利益を追求していることも良く知られているところである(乙75)。

7. 以上のとおり、本件準備書面中の「被控訴人が控訴人代理人を誹謗中傷した」との控訴人代理人の主張が全くの誤りであることは、贅言を要しない。

控訴人が指摘したことは十分に根拠のあるものであり、本件準備書面が、控訴人代理人による「現実に対してくより正しい>リアリティを打ち立てる」作業の成果物であることは、控訴人側と被控訴人側とのやり取り（乙66、甲66～甲67の7）から明らかである。

そのため、本件準備書面は「個々の虚偽の事実が矛盾を含まぬ一つの関連をなし、現実の世界のかわりに一つの仮構の世界を作り出した」ものとなっており、当該書面のみを読む限り相互に全く矛盾するところはない。

しかし、当該書面は、現実と全く異なるものである。以下、具体的に主張する。

8. まず、監視付面会交流についてであるが、被控訴人は、未成年者の利益のため、宿泊付の面会交流が継続的に実施されることが約束されない限り、面会交流に応じられないとの立場を何年にも亘り一貫して主張していることは周知の事実である。上記の控訴人側と被控訴人側とのやり取りを見ても、その立場は変わっていない。そして、上記のやり取りを見れば明らかであるが、被控訴人は、宿泊付の面会交流を継続的に行うよう控訴人代理人に要請し続けたのである（乙66、甲66～甲67の7）。

被控訴人代理人から控訴人代理人宛てに、同年8月29日付けで「1泊2日の面会交流」を被控訴人自宅にて行うよう提案した申入れを行った（乙66）。これに対し、同年9月15日付で、控訴人側は、この提案を全く無視し「1時間ないし2時間以内」の控訴人同伴の面会交流を押し付けようとしてきた（甲66）。（本件準備書面は、なぜか、この控訴人同伴の面会交流の提案の話以降しか述べていない。）このような控訴人側の不誠実で一方向的な態度に対し、被控訴人側は、不誠実な対応でもって返すということはず、同年9月26日付「回答書」で、未成年者のために控訴人との信頼関係構築に向けて「貴職の提案は…先日の期日で貴職が仰られていた『段階的』との趣旨と理解します。」と述べた上で、二回目以降の宿泊付きの面会交流を条件として応じたのである（甲67の1）。この「回答書」を見れば明らかであるが、「段階的」に継続して面会交流が実施される保障がない限り、控訴人が提案した監視付面会交流に被控訴人が応じることは決してない。それは、これまでの経緯からしても明らかである。

にもかかわらず、本件準備書面では、「被控訴人は、控訴人側が提示した実施方法についてすべて同意し、同年10月15日に控訴人側が指定した場所でもって面会交流を実施することで合意に至った」と、例により「現実に対してくより正しい>リアリティを打ち立て」ようとしている。

控訴人代理人らからすれば、被控訴人側がどのように対応しようが一切関係なく、したがって、対話を通じて問題を解決しようとの意思は全くなかったこと、そして今後も決してかかる意思を持つことはないことを、本件準備書面及びこの書面作成に至る経緯は如実に物語っている。自らの希望する主張に不都合な事実は、歪曲・改竄することも厭わない控訴人代理人らの思考方法が極めて鮮明に当該文書に反映していると言える。

なお、善意に解釈し、控訴人代理人が上記の「段階的」という言葉を見逃したために、二回目以降の宿泊付きの面会交流が保障されなくとも被控訴人が当該監視付面会交流に応じるものと誤解したのだとすれば（すなわち、被控訴人及び未成年者の双方にとって全く利益のない、そのような提案に被控訴人が応じるなど合理的に考えれば全く有りえないが、そのことに控訴人代理人が全く気づかなかつたとすれば）、それは単なる錯誤の問題であり、合意がなされていなかったことは明らかである。そして、合意ができていないことが遅くとも被控訴人代理人から控訴人代理人に宛てて送付された同年10月12日付「回答書」（甲67の3）にて明らかになった以上、合意に向けて控訴人側は真摯な対応をすれば良かったのであるがそのような形跡は全くない。結局のところ、「合意」する気など控訴人代理人らには全くなかつたということである。そもそも、自らの提示した条件を二者択一で呑むか呑まないのか、と脅し付けるやり方は、合意に向けて努力しようとする者の態度ではない。結局、控訴人代理人らの「合意云々」の主張は詭弁に過ぎない。

9. このように控訴人代理人が代理人として控訴人についている限り、何ら建設的な対話を行うことはできない。相手方が歩み寄りを見せれば、その揚げ足を取り、自らに都合の良い主張を展開するために歪曲して利用することを恥としない者が代理人として控訴人についている限り、被控訴人が控訴人と信頼関係を築くことは不可能であり、時間の浪費でしかない。

前述のとおり、控訴人側のイデオロギ－的思考形式を正常なものに引き戻すことは残念ながら不可能である。そのことは、今回の経緯より誰の目にも明

らかなものとなった。

本件準備書面は、同年10月17日付け上申書（乙76）において、「控訴人代理人から出されるであろう主張」として被控訴人側が予想して提示した内容とほぼ変わらないものであった。この上申書が予め控訴人側にも送付されていたにも関わらずである。この事実こそ、控訴人側が「これまでに身につけてしまった一つの前提からの演繹という論理的操作」しかできないことの証左である。すなわち、一度、決めてしまった「監視付面会交流提案を利用しての形勢逆転」という目的に向かって「現実の世界のかわりに一つの仮構の世界を作り出す」作業を開始してしまったため、控訴人側が主張しようとした「仮構の世界」が被控訴人側から暴かれてしまっても、今更、修正が効かなかったのである。「仮構の世界」は、「事実全体を歪めてしまって、その結果、個々の虚偽の事実が矛盾を含まぬ一つの関連をなし」ているのであるから、これを修正をするということは、その「虚偽の事実の矛盾なき連関」が崩壊することを意味するのである。

なお、控訴人代理人が、本件準備書面のための証拠説明書（17）を裁判所に送付したのは同年10月17日であるが、その後、本件準備書面が提出されたのは、それから一週間余経過した同月25日のことである。この一週間余の間、控訴人代理人らは、当初提出予定であった準備書面を修正しようとしたものと推測されるが、結局、同年10月17日付け上申書において被控訴人代理人が予め推測した文章に沿った内容の準備書面しか提出できなかったのである。この点もまた、上記の主張を推認させる事実である。

10. 上記の同年10月17日付け上申書で記載したように、このような控訴人らの「言葉の遊戯」に付き合う必要は全くない。イデオロギイ的思考に憑りつかれた者が残虐な行為を美名の下に平然と行うことはよく知られており、それは歴史が証明するところである。そして、控訴人代理人らも例に漏れず、仮構の世界に逃走し自らをも欺くことで信じがたい人権侵害を続けている。このような犯罪的行為をこれ以上許してはならない。

同年6月3日の控訴人代理人に宛てた回答書において、ソルジェニーツインの「収容所群島」の中の「手ごろな世界観は社会的予防措置といった手ごろな法律用語をも生み出す」との一節を引用したが、この「収容所群島」には、イデオロギイ的思考に陥った者がどのような行動をとるかについて詳細な記述がある。

悪をなすには、人間はそれ以前にそれを善と見なすか、あるいは自明の必然的行為と認めなければならないのだ。幸いにも、人間の本質とはそういうものであり、人間は自分の行為を正当化しなければならないのだ。マクベスはこの正当化の根拠が弱かった—そのために良心の呵責に悩んだのだ。…シェークスピアの悪党どもの空想と精神力は、僅か十人ほどの人を殺すにも足りなかったのだ。彼らにはともかくイデオロギーがなかったからである。イデオロギー！—それは邪悪な所業に必要な正当化と悪党に必要な長期にわたる頑強さを与えるものである。それは、自分の行為を自分と他人に対してその潔白を証明し、非難や呪いではなく、名誉と尊敬をもたらすことを助ける社会理論である。…イデオロギーのおかげで三〇世紀は何百万という人々を殺害する邪悪な所業を体験しなければならなかった。これは否定することも、無視することも、沈黙を守ることもできない事実だ。いや、それでも私たちはなお悪党などありえないと主張できるだろうか。その何百万という人々をいったい誰が殺したのか。悪党がいなければ、《収容所群島》も存在し得なかったのだ。

控訴人代理人らは、「面会交流に出来ない父親を待つ可哀想な母娘」というくリアルティ>を作るための道具として、未成年者を平然と利用している。6年以上ぶりに父親に会えるかもしれないと期待し、そして失望させられた未成年者の悲しみを、控訴人代理人らが少しでも想像できる能力を有していれば、このような残酷な行為は決してできなかつたはずである。

控訴人代理人らが弄んでいるのは、未成年者だけではない。被控訴人をも翻弄している。被控訴人は、控訴人側が提示してきた面会交流の底意を理解しつつも、未成年者のためには判決前から継続的な面会交流を実施することが重要であると認識し、その継続的な面会交流を実現するために、控訴人側に対してもできる限り誠実に対応してきた。そのような被控訴人の気持ちを控訴人代理人らは平気で悪用したのである。

上記の「収容所群島」には、以下のような記述もある。

逮捕者の体に外傷一つ残さず、しかもその意志と人格を粉碎する最も簡単ないくつかの方法を数えあげてみよう。…近親者に対する愛着を利用するやり方。これは審理中の被告にも非常に効き目がある。…近親者に対する愛着を利用すれば、恐れを知らぬ人物をも屈服させることができ

る…彼はすべてを耐え抜いた—自分の苦痛にも、妻の苦痛にも。だが、娘の苦痛には耐えきれなかったのだ…時には妻の手紙を見せてくれる。それはまぎれもなく彼女の筆跡である。「あたしはもうあなたの妻ではありません！あなたについての汚い話を聞いてからあなたはもうあたしには不要です！」と書いてある。

被控訴人から控訴人に宛てて書かれた「中国でお土産として購入した、 へのパンダのぬいぐるみと、貴女への化粧品はきちんととっておきます。」との文章を見ても、控訴人代理人らは何の良心の呵責も感じなかったことであろう。娘を想い、その娘のために過去を不問にして、その母親である控訴人との関係を修復しようと必死に模索する父親の気持ちなど、控訴人代理人らの「空想と精神力」に基づく頑迷さの前では何の意味もなさない。

であるからこそ、控訴人代理人らは、本件準備書面に「被控訴人は、現実に一人の人格として生きている長女の意味や気持ちに寄り添おうとする姿勢はみられない。すなわち、今回の件から明らかなように、被控訴人は『自らの利益を追求』するのみで、『長女の最善の利益』を考慮して行動しようとする姿勢は見受けられない」などという文章を堂々と書けるのである。

控訴人代理人らがなぜこのような明らかな虚偽の主張をするかといえば、被控訴人が「現実に一人の人格として生きている長女の意味や気持ちに寄り添おうとする姿勢がみられない」自己中心的な悪人であるといえなければ、彼らの「虚偽の事実の矛盾なき連関」が崩壊するからである。その仮構の世界を矛盾なきものとし、自らの主張を正当化するためであれば、平気で被控訴人の名誉を毀損し、その尊厳を踏みつぶすのである。

控訴人側は、本件準備書面において「面会交流に関して、たとえ双方代理人が付いていたとしても、当事者同士の話し合いが不可能であることが明らかになった」などと結論づけているが、これは誤りである。正確に言えば、「面会交流に関して、控訴人代理人が付いていたために、当事者同士の話し合いが不可能であることが明らかになった」のである。

11. いずれにせよ、判決が出されるまでの間、宿泊付の面会交流を未成年者と被控訴人との間で実施することについての当事者同士の話し合いは難しいと言わざるを得ない。

そうである以上、未成年者が両方の親と健全な面会交流を行える状況を一刻も早く実現するため、東京高等裁判所におかれては、本件を直ちに結審し、できる限り早急に判決を下して頂くよう希望する。

以上